

公告（個別事項）

新図書館等複合施設衛生設備工事について一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

平成25年10月23日

高知県知事 尾崎 正直

第1 入札に付する事項

1. 工事名(工事番号)	新図書館等複合施設衛生設備工事（債公機第25-25号）
2. 工事場所	高知県高知市追手筋二丁目1番12号
3. 工事内容	新図書館等複合施設の衛生設備工事
4. 工事概要	建築主体工事（図書館、博物館及び駐車場 S造・SRC造・RC造 9階地下1階 延床面積22,797.25㎡）、屋外付帯工事及び外構工事に係る衛生設備工事一式
5. 完成期限	平成27年8月31日
6. 予定価格	事後公表
7. 審査方式	入札参加資格の審査は、開札（再度入札の開札を含む。）後、入札保留を行い、落札候補者に必要な追加書類の提出を求め、当該落札候補者についてのみ行う、事後審査方式とする。
8. 落札方式	入札前に施工計画等に関する技術提案を受け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価方式（施工計画型）により落札決定を行う。
9. 入札手続	自主結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の代表構成員が電子入札システムに登録している電子証明書を使用して、申請及び入札を行うものとする。したがって各通知等は代表構成員が登録したメールアドレスに送付するので注意すること。
10. 低入札価格調査 ・最低制限価格	低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定。事後公表。

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる共同企業体は、一般競争入札共通事項（以下「共通事項」という。）で定めるもののほか、下表に定める要件をすべて満たす者であること。

1. 共同企業体の要件	共同企業体の構成員は2者とし、次の要件を満たすこと。 1 構成員の組合せは、代表構成員の資格要件を満たす1者及びその他の構成員の資格要件を満たす1者との組合せとする。 2 各構成員の出資比率は当該共同企業体の出資総額30%以上であり、かつ、代表構成員の出資比率は他の構成員と同等以上であること。 3 この入札において、各構成員は同時に他の入札参加者の共同企業体構成員となっていないこと。 4 各構成員は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合でないこと。
-------------	--

2. 代表構成員の要件	企業要件	資格等	<p>1 高知県内に建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち主たる営業所（以下「主たる営業所」という。）を置く者で、建設業法第 2 条第 1 項に規定される管工事について平成 25 年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、平成 25 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における管工事の総合点数が 860 点以上であること。</p> <p>2 管工事に関して、建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。</p>
		施工実績	<p>次の要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。なお、民間工事も施工実績として認める。</p> <p>1 平成10年度以降に、元請として完成・引渡しが完了したものであること。</p> <p>2 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。</p> <p>3 最終請負金額（税込み）が 1 億円以上の給排水衛生整備工事を含む管工事であること。</p>
	配置技術者要件	資格等	<p>1 この工事に監理技術者として専任配置できる者であって、建設業法第 7 条第 1 号若しくは第 15 条第 1 号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第 7 条第 2 号若しくは第 15 条第 2 号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。</p> <p>2 この公告の日以前に代表構成員に採用され、申請時に引き続き 3 ヶ月以上雇用されている者であること。</p> <p>3 1 級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であって、管工事における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p>
		従事実績	<p>企業要件の施工実績に掲げる工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態は問わない。</p> <p>なお、従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限るものとし、その従事期間が工期の半分を超えていない場合は実績として認めない。</p>
3. その他の構成員の要件	企業要件	資格等	<p>高知県内に主たる営業所を置く者で、建設業法第 2 条第 1 項に規定される管工事について平成 25 年度高知県建設工事競争入札参加資格を有し、かつ、平成 25 年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書における管工事の格付が A 等級であること。</p>
		配置技術者要件	<p>1 この工事に主任技術者として専任配置できる者であって、建設業法第 7 条第 1 号若しくは第 15 条第 1 号に規定されるいわゆる経營業務の管理責任者又は第 7 条第 2 号若しくは第 15 条第 2 号に規定される営業所の専任技術者（許可業種は問わない。）でないこと。</p> <p>なお、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項の規定の適用の可否について質疑がある場合は、共通事項第 3 の 2 に準じて、申請書等の提出期限までに問い合わせること。</p> <p>2 この公告の日以前にその他の構成員に採用され、申請時に引き続き 3 ヶ月以上雇用されている者であること。</p> <p>3 1 級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。</p>

第3 入札日程等に関する事項

1. 申請書等の様式取得・提出	提出期間	公告の日から平成25年11月5日(火)までの電子入札システム稼働時間中(閉庁日を除く午前9時から午後8時まで)。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。
	提出方法	共通事項第2の3で定める。
	掲載場所	入札情報公開システム又は高知県ホームページからダウンロード。 入札情報システム http://www.efftis.jp/39000/ebia/contents/ 高知県建設管理課ホームページ http://www.pref.kochi.lg.jp/life/list.php?ctg01_id=55
2. 設計図書の閲覧方法		電子データ(PDFファイル)を貸与する。貸与を希望する者は、別添の設計図書等貸出申込書に必要事項を記入のうえ、高知県土木部建設管理課(※第6)へ持参すること。
3. 設計図書等の質疑	提出先	高知県教育委員会事務局新図書館整備課 送付アドレス E-mail: shintoshokan-seibi@ken.pref.kochi.lg.jp
	提出期限	平成25年11月11日(月)午後5時まで
	回答期限	平成25年11月15日(金)
4. 入札書の提出	入札期間	平成25年11月6日(水)から平成25年11月18日(月)までの電子入札システム稼働時間中(閉庁日を除く午前9時から午後8時まで)。ただし、持参又は郵送による提出の場合の提出期限は最終日の午後5時までとする。
	入札方法	共通事項第4で定める。
5. 開札予定	日時	平成25年11月21日(木)午前11時から
	場所	高知県土木部建設管理課(※第6)
6. 追加書類 (落札候補者のみ)	提出先	高知県土木部建設管理課(※第6)へ持参又は郵送すること。
	提出期限	落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して3日目の午後5時まで(閉庁日は除く。)

第4 総合評価の評価基準等

総合評価における同種・類似工事の要件及び評価項目・評価基準・配点は下表のとおりとする。

(1) 同種・類似工事の要件

(一契約ですべての要件を満たすこと。なお、民間工事も施工実績として認める。)

評価区分	要件
企業の評価	1 平成10年度以降に、元請として完成・引渡し完了したものであること。 2 受注形態が単体又は出資比率が20%以上の共同企業体であること。 3 最終請負金額(税込み)が1億円以上の給排水衛生整備工事を含む管工事であること。
配置予定技術者の評価	1 企業の評価に掲げる工事への従事経験を有する者であること。ただし、受注形態は問わない。 2 従事役職は現場代理人、監理技術者、主任技術者又は低入札価格調査制度に基づく工事施工で、発注者から監理技術者若しくは主任技術者に加えて専任配置を義務づけられた技術者に限る。

	3 従事期間が工期の半分を超えていない場合は評価対象としない。
--	---------------------------------

(2) 企業の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事の実績の有無 (平成10年度以降) ※評価対象から除外する工事について、(6)を参照	施工実績 4件以上	10点
	施工実績 2件以上 4件未満	5点
	施工実績 2件未満	0点
直近の成績評定の最低点(前年度実績) ※高知県発注工事に限る。	成績評定 65点未満 無	0点
	成績評定 65点未満 有	-5点
ISOマネジメントシステム審査登録等の有無	ISO 9000 シリーズと併せて ISO14000 シリーズ又はエコアクション21を取得	5点
	ISO 9000 シリーズ又は ISO14000 シリーズ若しくはエコアクション21のいずれかを取得	2.5点
	ISO 認証及びエコアクション認証 未取得	0点
合計	15点(合計点を4点に換算。)	

(3) 配置予定技術者の評価

評価項目	評価基準	配点
技術力評価		
同種・類似工事への従事実績の有無 (平成10年度以降)	従事実績 4件以上	10点
	従事実績 2件以上 4件未満	5点
	従事実績 2件未満	0点
継続学習制度(CPD)への取組 (取得単位数、有効期間：過去5年間) ・(社)全国土木施工管理技士会連合会 ・(社)日本技術士会 ・(社)日本建築士会連合会 ・建築設備士関係団体 CPD協議会 ・(社)土木学会	推奨単位の10分の5以上	10点
	推奨単位の10分の3以上10分の5未満	7.5点
	推奨単位の10分の1以上10分の3未満	5点
	推奨単位の10分の1未満	0点
合計	20点(合計点を4点に換算。)	

(4) 施工体制の評価

評価項目	評価基準	配点	その他
品質確保の実効性	良	10点	・開札後、低入札を行った者に低入札調査資料の提出を別途求めて評価する。 ・低入札を行わなかった者にあつては、資料提出は求めず、「良」(満点)として評価する。
	可	4点	
	不可	0点	
施工体制確保の 確実性	良	10点	
	可	4点	
	不可	0点	
合計	20点		

(5) 施工計画の評価

評価項目	評価基準	配点	オーバースペック
施工上の課題に関する所見 品質を確保するための施工上の工夫について	特に優れた工夫がある	12点	本工事におけるオーバースペックはなし
	優れた工夫がある	8点	
	工夫がある	4点	
	適切である	0	
合計	12点		

(6) 総合評価の評価対象から除外する工事

高知県内において発注された公共工事のうち、平成24年10月17日以降の各号のいずれかに該当することとなった工事については、当該工事の受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員及びその他の構成員）は総合評価の加算点に係る実績として申請することはできないものとし、総合評価の企業の評価項目中、「同種・類似工事の実績の有無」、「同種・類似工事の成績評定」及び「優良工事表彰の有無」に関し、評価の対象とは認めないものとする。

なお、総合評価の評価対象から除外する高知県発注工事の一覧表は、高知県土木部建設管理課のホームページに掲載しているため、参照のこと。

- ① 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員）が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反する行為により独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けた場合において、その対象となった工事
- ② 受注者が独占禁止法第3条の規定に違反する行為により課徴金算定対象として認定されたが、当該行為について独占禁止法第7条の2第18項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を受けた場合において、その対象となった工事
- ③ 受注者（受注者が共同企業体であるときは、代表構成員又はその他の構成員。法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の容疑により逮捕され若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された場合又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑について公訴を提起された場合において、その対象となった工事

第5 提出書類一覧

区分	様式・資料
申請書等 (申請時に電子ファイルで添付する書類)	1 一般競争入札参加資格確認申請書 (様式1) 2 企業の評価項目一覧表 (様式9) 3 配置予定技術者の評価項目一覧表 (様式10) 4 施工上の課題に関する所見 (様式13)
入札時に電子ファイルで添付する書類	工事費内訳書
追加書類 (落札候補者が提出する書類) ※ 持参又は郵送	1 同種工事の施工実績 (様式2) 及びその挙証資料 2 配置予定技術者名簿 (様式3・代表構成員) 及びその挙証資料 3 配置予定技術者名簿 (様式4・その他構成員) 及びその挙証資料 4 配置予定技術者の重複について (様式5) (※該当する場合のみ。) 5 協定書 (様式6) 6 使用印鑑届 (様式7) 7 委任状 (様式8) 8 平成25年度高知県建設工事競争入札参加資格決定通知書の写し 9 特定建設業許可の写し (※代表構成員についてのみ必要) 10 総合評価方式関係資料 表紙 11 様式9の挙証資料 (様式11-1を含む。) 12 様式10の挙証資料 (様式12を含む。)

第6 入札実施機関 (問い合わせ先)

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県土木部建設管理課契約担当
電話 088-823-9813
FAX 088-823-9263
E-mail ec171301@ken.pref.kochi.lg.jp

第7 その他事項

- この工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第104号)」に基づき分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であること。
- 各入札案件に共通する入札参加資格及び入札参加の方法等は別添共通事項で示す。この個別事項と共通事項において重複し定められた事項がある場合は、この個別事項を優先する。
- この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領 (平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知) 第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに構成員それぞれが1枚ずつ作成した同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者の構成員のうち、いずれかの者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

第8 消費税率及び地方消費税率の改正に伴う経過措置

- この工事は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律 (平成24年法律第68号。以下「消費税法改正法」という。) 第2条の規定による改正後の消費税法 (昭和63年法律第108号。以下「改正消費税法」という。) の適用による消費税の税率 (以下「新消費税率」という。) 及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための

地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「改正地方税法」という。）の適用による地方消費税の税率（以下「新地方消費税率」という。）をもって当初の契約を締結するものとする。

2 契約書第39条（債務負担行為に係る契約の特則）に規定する平成25年度の支払限度額及び出来高予定額には、新消費税率による消費税の増加額相当分及び新地方消費税率による地方消費税の増加額相当分を含まないものとする。

3 平成25年度における前金払（中間前金払を含む。）及び部分払には、新消費税率による消費税の増加額相当分及び新地方消費税率による地方消費税の増加額相当分を含まないものとする。

4 入札参加者は、この工事に適用する経理の方法を入札参加資格確認申請書に記載することにより申し出ること。工事進行基準の方法による経理を行う受注者が、消費税法改正法附則第7条第1項の規定の適用を受け、当該建設工事の着手の日から平成26年3月31日までの期間に対応する部分の対価として売上処理した金額の部分については、平成26年3月31日までに課税資産の譲渡等を行ったこととすることができる。当該規定の適用を受けた部分に係る課税資産の譲渡等については、改正消費税法の適用による改正前の消費税率（以下「旧消費税率」という。）及び改正地方税法の適用による改正前の地方消費税率（以下「旧地方消費税率」という。）が適用されるため、減額の変更契約を行うものとする。

工事完成基準の方法による経理を行う受注者が、当該建設工事の着手の日から平成26年3月31日までの期間に部分引渡しを行った課税資産の譲渡等についても、旧消費税率及び旧地方消費税率が適用されるため、減額の変更契約を行うものとする。